

## 第三次西原町教育大綱

### 1 大綱策定の趣旨

町長と教育委員会の連携の強化を図り、それぞれの施策を一体的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、西原町総合教育会議において、町の教育、学術及び文化の振興に関する施策について、その目標、施策展開についての方針を定める。

### 2 大綱の対象期間

第三次大綱の対象期間は、「西原町まちづくり指針」の期間と同じく、令和7年度から令和10年度までの4年間とする。

### 3 目標

西原町は、日本国憲法の精神にのっとり制定された教育基本法及び国・沖縄県教育振興基本計画を踏まえ、「文教のまち西原」の実現を目指す。そのため、「西原町まちづくり基本条例」及び持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、SDGsの視点をも踏まえて策定された「西原町まちづくり指針」に基づき、次のことを目標に教育施策を推進する。

- (1) 自ら学ぶ意欲の高揚と確かな学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ心豊かな幼児児童生徒の育成を図る。
- (2) 学校、家庭、地域が相互に連携し、協力し合い、町民の多様な学習要求に応え時代の変化に対応し得る教育の方法を追求し、生涯学習のできるまちづくりを推進する。
- (3) 平和で活力ある「文教のまち西原」の形成者として、国際性を培い、郷土文化の継承・発展に寄与し得る人材を育成するとともに、スポーツ・レクリエーションの振興を図る。

## 4 施策の展開

### (1) 誰一人取り残されない学びと心豊かなたくましいこどもの育成

1人1台端末（ICT）を活用して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。そのことにより、児童生徒の「自ら学ぶ意欲」を高めるとともに、「自立した学習者」の育成と「確かな学力」の向上を図る。

また、心身ともに健やかで、たくましく生きる幼児児童生徒を育成するため、学校、家庭、地域との連携・協働による食育、保健、安全教育など生活と関連を図った健康・体力づくりを推進するとともに、人権・道徳教育を通し、互いの多様性を認め合うインクルーシブ教育システムを推進する。

さらに、国際性豊かな視野の広い人材及び情報社会に対応できる人材を育成するため、国際理解教育、情報教育を推進する。

### (2) 教育環境の充実

校務のデジタル化により、教師が働きやすい環境を整え、デジタル教材やICT機器の効果的な利活用による児童生徒の学習環境の充実を図る。また、学校施設については、計画的な改修や長寿命化を図り、安全・安心な教育環境の整備を継続的に行っていく。

### (3) 学校、家庭、地域と連携・協働した教育活動の推進

こどもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、その課題の解決を目指す。そのため、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールと、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動の一体的推進に取り組む。

また、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行（展開）に向けた環境の一体的な整備を推進する。

### (4) 公立認定こども園への移行

幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、それぞれの良いところを活かしながら両方の役割を担うとともに、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れることが可能な教育・保育施設として、公私連携幼保連携型認定こども園の創設に引き続き、公立認定こども園への移行に取り組み、幼児教育の質の向上及び保護者の就労支援を図る。

## (5) 学校給食の充実・強化

栄養に配慮したおいしい給食を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進を図り、食に関する正しい知識と理解を深める。また、地場産物の活用や良質な食材の使用に努めるとともに、衛生管理に細心の注意を払い、安全・安心な給食の提供に努める。

## (6) 生涯学習の振興

町民の一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習環境の確立が強く求められている。そのため、各種社会教育関係団体の育成支援をはじめ、文化・スポーツ活動などを含めた多様な学習活動施策を推進する。

図書館においては、知識の宝庫・情報拠点として利用者のニーズに応えられるよう、最新図書をはじめ地域資料収集等に努め、企画展及び情報提供サービスにより町民の読書環境の充実を図る。

中央公民館においては、町民ニーズを踏まえた各種事業や講座などの充実を図り、生涯学習活動の機会及び情報を町民へ積極的に提供する。

## (7) スポーツ・レクリエーション活動の推進

町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に応えるため、運動公園施設や学校施設を広く町民に開放し、健康づくりや交流の場としての利活用を促進する。また、関係機関・団体と連携を図り、町民の健康と体力づくりに取り組むとともに、各種競技大会の開催やスポーツチームの合宿誘致などを図り、より充実した生涯スポーツの振興に努める。

## (8) 青少年健全育成の推進

社会構造が複雑・多様化していく中、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、インターネット上の有害情報の氾濫や、SNS等によるいじめやトラブル、児童生徒の深夜徘徊や飲酒・喫煙・薬物乱用の問題など、厳しい状況下にある。それらの問題解決に向けて、引き続き、関係機関・団体と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努める。

また、他の模範となる優れた行為・活動を行った青少年並びに青少年の健全育成に貢献した者を表彰することによりその功績を称え、青少年の健全な育成に対する町民の理解と意識の高揚を図る。

## (9) 文化事業の推進

町民、文化団体の伝統文化・芸術活動を通して、新たな地域文化創造の気運と、地域に残る伝統文化の保存・継承や文化財保護思想の高揚を図るため諸事業を実施する。また、町内の歴史文化遺産は、西原町歴史文化基本構想で掲げた方針に基づいて具体的な保存活用計画を策定し、活用を進める。

特に、国指定史跡「内間御殿」は、町の文化遺産として将来へ継承するための整備を進める。さらに、県内外へ向けた周知活動を図り、地域への誇りや文化財保護思想の醸成に繋げていくことを目指す。

## (10) 町民交流センター利活用の推進

文化・芸術活動の拠点として活用し、主体的・創造的な文化活動を支援する。また、民間や文化・芸術団体の活力を生かした様々な催し物を通して、町民が文化・芸術に触れる機会を創出する。